利　用　約　款

センスコム合同会社

目次

第 1 条　（本約款の目的）..... 1
第 2 条　（申込の方法）..... 1
第 3 条　（本契約の成立要件）..... 1
第 4 条　（承諾を行わない場合）..... 1
第 5 条　（本契約の成立時期）..... 2
第 6 条　（本サービスの内容）..... 2
第 7 条　（保証等）..... 2
第 8 条　（本サービスの提供期間等）..... 2
第 9 条　（納品）..... 3
第 10 条　（契約不適合責任）..... 3
第 11 条　（本サービスの利用料金等）..... 3
第 12 条　（契約者への連絡）..... 3
第 13 条　（契約者情報変更の届出）..... 4
第 14 条　（担当責任者）..... 4
第 15 条　（貸与物の取扱い）..... 5
第 16 条　（協力義務等）..... 5
第 17 条　（再委託）..... 6
第 18 条　（本サービスの停止）..... 6
第 19 条　（契約の解除）..... 7
第 20 条　（遅延損害金）..... 7
第 21 条　（返金等）..... 7
第 22 条　（本サービスの廃止）..... 8
第 23 条　（契約者のデータ等の保全等）..... 8
第 24 条　（損害賠償）..... 8
第 25 条　（紛争処理）..... 9
第 26 条　（不可抗力）..... 9
第 27 条　（知的財産権等）..... 9
第 28 条　（機密保持）..... 10
第 29 条　（契約上の地位の処分の禁止等）..... 11
第 30 条　（反社会的勢力の排除）..... 11
第 31 条　（個人情報の取扱い）..... 12
第 32 条　（輸出管理）..... 12
第 33 条　（存続条項）..... 12
第 34 条　（裁判管轄）..... 12
第 35 条　（準拠法）..... 13

第 36 条　（紛争の解決のための努力）..... 13
第 37 条　（本約款の変更）..... 13

第1条　（本約款の目的）

この約款（以下、「本約款」といいます。）は、センスコム合同会社（以下、「当社」といいます。）が提供する第 6 条に定める内容のサービス（以下、「本サービス」といいます。）を目的とする契約（以下、「本契約」といいます。）の内容及びその申込方法等について定めることを目的とします。

第2条　（申込の方法）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本約款の内容を承諾した上で、当社が別に定める様式の申込書（以下、「本サービス申込書」といいます。）のすべての項目を漏れなく当社が指定した事項を記入等し、当社が指定する方法によって、これを当社に提出するものとします。
2. 本サービスの申込者は、前項に基づく本サービス申込書の提出をもって、本約款の内容を確認し、同意したものとみなします。

第3条　（本契約の成立要件）

本契約は、次の各号に掲げるすべての事由を充足することを要件として成立するものとします。

(1) 本サービス申込書が当社に到達すること。
(2) 当社が本サービスの申込みに対して承諾の意思表示を行うこと。

第4条　（承諾を行わない場合）

1. 当社は、次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込みに対して承諾を行わないことがあるものとします。
   (1) 本サービスの申込者が、本契約、その他の当社との間の取引について違背した事実がある場合、又は違背することが合理的に予想される場合。
   (2) 本サービスの申込者が、当社に対して負担する債務の履行について現に遅滞が生じている場合、又は過去において遅滞が生じたことがある場合。
   (3) 本サービスの申込者が、当社のサービス又は神谷幸宏の信用を毀損するおそれがある場合。
   (4) 本サービスの申込みに際して当社に対し虚偽の事実を申告したと当社が判断した場合。
   (5) 本サービスの提供が、技術上困難と考えられる場合。
   (6) 本サービスの申込者が、反社会的勢力（第 30 条第 1 項第 1 号に定義されます。以下同じ。）である場合、又は本サービスの申込者が、反社会的勢力の構成員である場合。
   (7) 前各号に定めるときのほか、当社又は神谷幸宏が業務又は研究・開発活動を行う上

で支障がある場合又は支障の生じるおそれがあると当社が判断した場合。

2. 前項の場合には、当社は承諾を行わない旨を本サービスの申込者に通知しません。

第5条　（本契約の成立時期）

本契約は、当社が本サービスの申込みに対する承諾の意思表示を行う内容の請書（以下「申込請書」といいます。）が本サービスの申込者に到達した時点で成立するものとします。

第6条　（本サービスの内容）

本サービスの内容は、本サービス申込書に明示的に記載された事項に限るものとします。

第7条　（保証等）

1. 当社は、次の各号につき、いかなる保証も行うものではありません。
   (1) 本サービスの導入又は利用に起因して契約者の利用又は設備環境に不具合や障害が生じないこと。
   (2) 本サービス又は本サービスに基づき提供されたデータ、情報（当社による概念実証に係る検証及び解析により得られる情報、過程の情報、システム環境等の情報（以下総称して「実証情報」といいます。）を含みます。以下本項において同じ。）、解析内容、アイディア、アドバイス等が正確かつ完全であること。
   (3) 本サービスが永続的に稼働すること。
   (4) 本サービス又は本サービスに基づき提供されたデータ、情報、解析内容、アイディア、アドバイス等が契約者の特定の目的に適合し、有用であること。
   (5) 本サービス又は本サービスに基づき提供されたデータ、情報、解析内容、アイディア、アドバイス等が契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合すること。
2. 当社は、理由のいかんを問わず、契約者に対し、本約款で規定されている内容及び範囲を超えて、いかなる保証も行うものではありません。
3. 当社は、契約者の改造等に起因して本サービスに障害が生じた場合、これによって生じた契約者又は第三者の損害について一切責任を負わないものとします。

第8条　（本サービスの提供期間等）

1. 本サービスの提供期間は、本サービス申込書上に期間の定めの記載がある場合、当該内容を踏まえ当社の申込請書に記載された期間とします。
2. 本サービス申込書及び申込請書に期間の定めがない場合、当社は、契約者に対する通知によって、いつでも本契約を終了することができるものとします。

第9条　（納品）

当社は、本サービスとして報告書等の成果物（以下「成果物」といいます。）を提出する場合、当社と契約者が別途協議の上で合意した方法及び期限で、契約者に成果物を納品するものとします。

第10条　（契約不適合責任）

当社は、成果物の品質に関して本契約の内容に適合しないと契約者が主張する場合であっても、一切の責任を負わないものとします。

第11条　（本サービスの利用料金等）

1. 本サービスが有償の場合、本サービスの利用料金は、本サービス申込書に記載された金額のとおりとします。
2. 契約者は、本サービス申込書に記載された期限までに、当社に対して、別途当社が発出する請求書記載の預金口座に対して振込送金する方法により、本サービスの提供期間における本サービスの利用料金全額を一括して支払うものとします。
3. 契約者は、当社が本サービスを愛知公立大学法人愛知県立大学長久手キャンパス以外の場所で提供する場合、追加費用（交通費、宿泊費、その他の出張費用等を含みますが、これらに限られません。）を負担することを予め承諾するものとします。当該追加費用は、本サービス申込書に記載された金額、その他当社が別途指定した金額とし、契約者は、別途当社が発出する請求書に記載された期限までに、当該請求書記載の預金口座に対して振込送金する方法により追加費用を支払うものとします。
4. 契約者は、為替レートの変動によって利用料金等（前項に定める追加費用を含みます。以下同じ。）が変動する場合があることを予め了承するものとします。
5. 当社は、利用料金等その他の計算においては、除算は最後に行い、その計算結果に１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
6. 契約者が、当社に対し利用料金等を支払う場合において、消費税法及び同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し利用料金等と合わせてこれに対する消費税相当額を支払うものとします。
7. 本サービスの提供期間中に消費税率が変更された場合は、本サービスが現実に提供された時点における消費税率を適用するものとします。ただし、「税率引上げに伴う経過措置」の適用対象となるサービスを除きます。
8. 銀行振込手数料その他支払に要する費用は、契約者の負担とします。

第12条　（契約者への連絡）

1. 当社から契約者への連絡は、書面の送付、電子メールの送信、電話等、当社が適当と判断する手段によって行います。当該連絡が、電子メールの送信によって行われる場合は、送信された時点で契約者に到達したものとします。
2. 契約者から当社への連絡は、当社所定の宛先への書面の郵送、当社所定のアドレス宛のメール送信にて行うものとし、当該書面又はメールが当社に受領又は受信された時点で、連絡が到達したものとみなします。当社は、上記宛先又は方法以外の問い合わせについて対応できず、契約者は予めこれを了承するものとします。

第13条　（契約者情報変更の届出）

1. 本サービスの申込みの際に当社に知らせた契約者の事項について変更があったときは、その変更の内容を速やかに当社が指定した方法により届け出るものとします。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 前二項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 本条第 1 項及び本条第 2 項の規定は、相続又は合併により本約款に基づく契約者の地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本約款に基づく契約者の地位を承継した方が、本条に定める変更の届出を行うものとします。

第14条　（担当責任者）

1. 契約者は、本サービスの提供を受けるにあたり、当社が指示した場合、予め担当責任者の連絡先等を、当社が指定する手段で当社に届け出るものとします。
2. 契約者は、担当責任者が交代した場合又は連絡先等に変更がある場合には、直ちに当社に届け出るものとします。
3. 当社が本サービスを提供するにあたり契約者に連絡するときは、担当責任者に対して連絡すれば足りるものとし、契約者が、前項の通知を怠ったことにより当社からの連絡を認識せず、又は当社からの連絡が不能なことに起因して契約者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
4. 担当責任者が日本国外に居住することにより契約者に損害が生じた場合も前項と同様とします。
5. 担当責任者が日本国外に居住することにより当社に国際電話料金等の追加費用が生じた場合には、契約者は当該費用を当社に対して支払うものとします。

第15条　（貸与物の取扱い）

1. 契約者は、本サービスにおいて当社から貸与された機器、機材、部品又はデータについて、善良なる管理者の注意をもって、自らの費用で使用、保管、管理しなければならないものとします。
2. 本契約が終了した場合又は当社が要請をした場合、前項に基づき貸与された機器、機材、部品又はデータについて、当社に返還又は当社の指示に従った措置を行わなければならないものとします。なお、これらの返還又は措置に係る費用は、契約者の負担とします。

第16条　（協力義務等）

1. 契約者は、当社が別途要請した場合、当社が本サービスを提供する上で必要な正確な資料及び情報を用意又は作成して当社に適時に提供する等の必要な対応を、当社が指定した時期までに無償で行うものとします。なお、当該提供等を受けたものの内容が不正確若しくは誤りであった場合又は契約者が当該提供等を遅滞した場合、当該誤り等又は遅滞に起因する本サービスの履行遅滞又は本契約の内容の不適合について、当社は一切の責任を免れるものとします。
2. 契約者は、本サービスの提供に必要となるセンサー、実験機材、その他の機械設備等について、当社が指示した場合、当該指示に従って自らの費用負担で用意し、設置するものとします。当該機械設備等の故障について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、合理的な時間及び範囲で、契約者の事業所、工場等に立ち入り、必要な作業（機械設備等の設置を含みます。）及びデータの収集を行うことができるものとし、契約者はこれに協力するものとします。
4. 契約者は、前項の規定により当社が立入り、作業等を行う際の電力等の使用料を負担するものとします。
5. 契約者は、第 2 項に基づき契約者が設置する機械設備等又は第 3 項に基づき当社が設置する機械設備等について、不具合が生じたことを認識した場合には、速やかに当社に対して通知するものとします。
6. 契約者は、本サービスを提供するために当社が設置する機械設備等について、善良な管理者の注意義務をもって保全及び管理するものとし、契約者の責めに帰すべき事由により当該機械設備等が故障等した場合には、その損害を賠償するものとします。
7. 契約者は、本サービスによって取得したデータ、実証情報、解析結果、その他当社が指定した事項（契約者が保有する機械設備に関する事項を含みます。）を、当社の指定する時期までに当社に提供するものとします。
8. 契約者は、当社又は神谷幸宏が自らの研究、技術若しくは製品の開発、教育、その他本サービス申込書に記載された方法を目的として、何らの対価を発生することなく前

項に基づき提供したものを利用できることを予め承諾するものとします。ただし、第三者に対する開示及び対外的な公表については、本サービス申込書に別途定める場合のほか、当社及び契約者が合意した場合に限るものとします。

9. 契約者が前各項の義務を履行しなかったことにより、当社による本サービスの履行が遅滞し、又は不完全若しくは不能となった場合、契約者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、当社は当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
10. 契約者は、本サービスの利用に際して、当社又は第三者の財産権（知的財産権を含みます。）、プライバシー権、肖像権を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為を行わないものとします。

第17条　（再委託）

1. 当社は、自己の責任において、本サービスを提供するための必要な業務の全部又は一部を再委託先に委託することができるものとします。
2. 前項の定めにより、再委託先に業務を委託する場合には、当社は当該再委託先に本契約によって当社に課された義務と同等の義務を課すものとし、当該業務に関する再委託先の行為について責任を負うものとします。

第18条　（本サービスの停止）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断するときには、本サービスの提供を停止することができるものとします。
   (1) 当社が本サービスに関連するプログラム、システム又は機器について緊急のメンテナンスを行うとき。
   (2) 契約者が本契約に定める条項のいずれかに違反したとき。
   (3) 契約者が法令に違反し若しくは違反するおそれのある態様又は公序良俗に反する若しくは反するおそれのある態様で本サービスを利用したとき。
   (4) 裁判所、監督官庁その他の政府機関による正当な手続を経た停止命令が出されたとき。
   (5) 前各号のほか、契約者が、本サービスに関する当社の業務の遂行等に著しい支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスを停止しようとするときは、その理由を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合にはこの限りではありません。
3. 当社は、当社が本条第 1 項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みます。）に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

4. 本条第 1 項の各号に該当するため当社が本サービスの提供を停止する場合及び契約者が本契約に基づく義務の履行を怠り、当社が本サービスを提供することができない場合でも、契約者は本契約に基づく当社に対する義務を免れないものとします。

第19条　（契約の解除）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要することなく直ちに本契約を解除することができるものとします。
   (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反状態を是正しないとき。
   (2) 手形交換所の取引停止処分又は株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けたとき。
   (3) 破産手続の申立て、民事再生手続開始の申立て、会社更生手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申立て又はこれらの手続の開始決定があったとき。
   (4) 仮差押え、仮処分、差押え、滞納処分又は競売手続の開始があったとき。
   (5) 営業を停止し若しくは廃止し、又は営業譲渡、解散、合併の決議をしたとき。
   (6) 第三者に企業買収されたとき又は主要株主に変動があったとき。
   (7) その他財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
2. 前項のほか、当社は契約者が第 18 条（本サービスの停止）第 1 項各号のいずれかに該当する場合において、相当の期間を定めて催告しても是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。
3. 当社が第 22 条（本サービスの廃止）の規定により、本サービスを廃止した場合には、当該廃止した日に本契約が解約されたものとします。
4. 当社は、本条又は第 8 条第 2 項に基づき本契約が終了したことによって契約者に損害が発生したとしても、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。

第20条　（遅延損害金）

1. 契約者は、本サービスの利用料金等を当社が別途定める支払日までに支払わなかった場合には、当該本サービスの利用料金等について、年利 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。
2. 前項の規定により計算して得た金額に 1 円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとします。

第21条　（返金等）

1. 当社は、本サービスの利用料金等を受領した場合には、当社の故意若しくは重過失により本契約が解除されたとき、又は第 22 条第 1 項（本サービスの廃止）に基づき当社が本サービスを廃止したときを除き、いかなる事由があってもその返金を行わないも

のとします。

2. 当社の故意若しくは重過失により本契約が解除された場合、又は第22条第1項（本サービスの廃止）に基づき当社が本サービスを廃止した場合は、当該解除又は廃止の日の翌日以降の分に係る本サービスの利用料金等について、速やかに契約者に返還するものとします。

第22条　（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、契約者に対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。本サービスの廃止を行う場合には、事前にその旨を契約者に通知します。
2. 当社は、本サービスの廃止に関して契約者又は第三者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービス利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。）に損害が発生したとしても、一切の責任を負担しないものとします。

第23条　（契約者のデータ等の保全等）

当社は、期間の満了、解除、その他事由のいかんを問わず本契約が終了した場合には、契約者から提供されたデータ等一切の終了後の保全又は保管を保証しません。

第24条　（損害賠償）

1. 当社は、故意又は重過失がある場合を除き、本契約に関連して契約者又は第三者（本サービスに関連する契約者の顧客、契約者が提供するサービスの利用者、その他の契約者の関係者を含みますが、これらに限りません。以下本条において同じ。）に生じた損害について、その損害を賠償する責任を負わないものとします。
2. 当社及び契約者は、その予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益について責任を負わないものとします。
3. 本契約の他の条項にかかわらず、当社は、次の各号に該当する損害については、一切の責任を負いません。
   (1) 契約者が本サービスの利用により第三者に対して与えた損害。
   (2) 当社の責に帰することのできない事由から生じた損害。
   (3) 第三者からの損害賠償請求に基づいて発生した契約者の損害。
4. 本契約の他の条項にかかわらず、当社は、本サービスによって機械設備等の故障又は不具合を検出できなかったことで契約者又は第三者に損害が生じた場合、当社の過失の有無やその程度にかかわらず、機械設備等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
5. 当社及び契約者は、自己の責に帰すべき事由によって相手方に損害を与えた場合には

（当社については故意又は重過失がある場合に限り）、本契約の終了の有無にかかわらず、当該損害発生の直接の原因となった事実が発生した月の本サービスの利用料金の 1 か月分を上限として、当該損害を賠償する責任を負うものとします。なお、本項は、本サービスが有償の場合に限り、適用されるものとします。

6. 本条の規定は、債務不履行、原状回復義務、不当利得、不法行為その他請求原因を問わず、全ての損害賠償に適用されるものとし、当社及び契約者は、相手方に対して損害その他の負担につき、本条に基づく損害賠償以外の賠償、補償、その他の請求又は主張等をすることはできないものとします。

第25条　（紛争処理）

契約者が、本契約に関連して第三者からクレームを受け又は第三者との間で紛争が生じた場合、契約者は、直ちにその内容を当社に通知すると共に、契約者の費用と責任において、当該クレーム又は紛争を処理し、その進捗及び結果を当社に報告するものとします。

第26条　（不可抗力）

当社及び契約者は、天災、地震、火事、交通機関の労働争議、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁若しくは地方公共団体による規制、指示その他の指導、輸送機関の問題又は自己のコントロールの及ばない事項等の不可抗力によって、本契約上の債務の不履行又は相手方に損害が生じたとしても、何ら責任を負わないものとします。

第27条　（知的財産権等）

1. 本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切のデータ、回答、助言、成果物、物品等（規約等を含みます。以下本条において「物品等」といいます。）、その他本サービス申込書で記載された事項に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含みます。）、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、ノウハウ、その他の無体財産権（出願中の権利を含みます。）等の一切の知的財産権は、当社又は神谷幸宏に帰属するものとします。
2. 契約者は、前項の物品等を以下のとおり取り扱うものとします。
   (1) 本サービスの利用目的又は当社が別途指定した目的以外に使用しないこと。
   (2) 複製、改変、公衆送信等、翻訳、編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
   (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与、譲渡、担保設定等しないこと。
   (4) 当社が表示した商標、著作権、その他の表示等を削除又は変更しないこと。

第28条　（機密保持）

1. 「機密情報」とは、当社又は契約者が相手方から提供を受けた一切の情報及び実証情報をいうものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報に該当しないものとします。なお、機密情報を開示する当事者を「開示者」、受領した他方当事者を「受領者」とします（本サービスに基づき取得した実証情報については、契約者を受領者とします。以下本条において同じ。）。
   (1) 公知の事実及びその他一般に入手可能な情報
   (2) 受領者が、当該情報の受領時に既知であった情報
   (3) 受領者が、開示者による開示とは無関係に開発した情報
   (4) 受領者が、正当に開示する権利を有する第三者より正当に入手した情報
2. 受領者は、以下の各号に基づいて機密情報を機密として保持するものとします。
   (1) 機密情報を自己の機密情報と同等の注意をもって管理し、第三者に対して開示、公表、漏洩してはならないものとします。
   (2) 受領者は、本約款又は本サービス申込書に別途定める場合を除き、本サービスの利用又は本サービスを履行する目的以外の目的で、機密情報を使用してはならないものとします。
   (3) 受領者は、機密情報を本サービスに関係する役員及び従業員（以下、「関係社員等」といいます。）以外の者に開示してはならないものとします。受領者は、関係社員等に対して、機密情報に関し機密保持義務を負う旨を明確に告示し、機密保持義務に関する誓約を受ける等の必要な措置を行い、また必要な管理監督を行うものとします。
   (4) 受領者は、開示者の書面による事前承諾なしに、機密情報を、本契約を履行するために必要な場合を除いて、複製、複写、転写及び翻訳等をしないものとします。
   (5) 受領者は、機密情報について機密である旨を明示し、他の情報とは区別して保管するものとします。
   (6) 受領者は、法令に基づく請求又は裁判所や国家機関の命令による場合等、やむを得ない事由のあるときは、機密情報を第三者に開示することができます。
3. 開示者により開示された個人情報は機密情報として扱うものとし、受領者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われることがないよう最大限の努力をするものとします。
4. 当社及び契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
5. 当社と契約者との間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的で締結される契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。
6. 本条の規定は、本契約が有効に存続する期間及び当該期間終了後 3 年間はその効力を

有するものとします。ただし、当社及び契約者は、契約終了後においては、相手方の承諾なく、機密情報（機密情報を含む媒体、複写物及び複製物を含みます。）を廃棄することができるものとします（ただし、本サービスに基づき取得した実証情報のうち契約者が当社に提供未了のものについては、廃棄できないものとします。）。

第29条　（契約上の地位の処分の禁止等）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとします。
2. 当社が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合には、当該事業譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意するものとします。

第30条　（反社会的勢力の排除）

1. 当社及び契約者は、自ら、自らの親会社、子会社、関連会社若しくは関係者が、現在、かつ、未来にわたっても次の事項を誓約するものとします。
   (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）ではないこと。
   (2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものではないこと。
   (3) 反社会的勢力が経営に関与していないこと。
   (4) 反社会的勢力に資金提供を行う等、その組織の維持、運営に関与していないこと。
2. 当社及び契約者は、前項の誓約に反する事実が判明した場合、相手方に対して、何らの催告を要せず即時に本契約を解除することができるものとします。
3. 当社及び契約者が、前項に違反した場合、当社及び契約者は、相手方に対して負っている債務の一切について期限の利益を失い、直ちに相手方に対する全ての債務の履行するものとします。
4. 本条第 2 項に基づき当社から本契約を解除された場合でも、契約者は、支払済みの本サービスの利用料金等は返還されず、また、本契約の残期間分の本サービスの利用料金等の支払義務を免れないものとします。
5. 当社及び契約者は、本条に定める解除を行った場合であっても、相手方に対する損害賠償請求権を失わないものとします。なお、解除された当事者は、解除した当事者に対して損害賠償を請求することはできないものとします。

第31条　（個人情報の取扱い）

1. 当社は、本サービス提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス（以下、合わせて「個人情報」といいます。）を取得します。
2. 当社は、前項の規定により取得した情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。なお、本約款と当該プライバシーポリシーに齟齬がある場合、本約款が優先するものとします。
3. 当社は、当社が提供する役務又は販売するサービス、製品、商品等の紹介、提案及びコンサルティングに必要となる範囲内で、本条第 1 項の規定により取得した情報を統計化した情報を利用する場合があります。
4. 当社は、個人情報保護法の規定に基づき、本条第 1 項の規定により取得した情報を当社が業務を委託する他の事業者に対して提供することがあります。
5. 当社は、契約者の法人情報についても、前各項の規定と同様に扱うこととします。

第32条　（輸出管理）

契約者は、本サービスの全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ、若しくは他の製品の一部として、直接又は間接を問わず、次の各号に該当する取り扱いをする場合、「外国為替及び外国貿易法」の規制、米国輸出管理規制等の外国の輸出関連法規を確認して遵守し、必要な手続をとるものとします。

(1) 輸出するとき。
(2) 海外へ持ち出すとき。
(3) 非居住者へ提供し、又は使用させるとき。
(4) 前三号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」等又は外国の輸出関連法規に定めがあるとき。

第33条　（存続条項）

理由のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第 24 条（損害賠償）、第 28 条第 6 項（機密保持）、第 29 条（契約上の地位の処分の禁止等）、第 30 条（反社会的勢力の排除）第 4 項及び第 5 項、第 32 条（輸出管理）、本条（存続条項）、第 34 条（裁判管轄）並びに第 35 条（準拠法）は、期間の定めなく有効に存続するものとします。

第34条　（裁判管轄）

本契約に関する訴訟については、名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第35条　（準拠法）

本契約の準拠法は、日本法とします。

第36条　（紛争の解決のための努力）

本契約に関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神に基づき誠実に解決するための努力をするものとします。

第37条　（本約款の変更）

1. 当社は、以下の場合に該当すると当社が判断したとき、本約款の内容を変更することができます。
   (1) 本約款の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
   (2) 本約款の変更が、本契約の目的に反せず、当該変更の必要性、変更後の本約款の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社が本約款を変更する場合、当社は、効力発生日を定めた上、契約者に対して、書面、電子メール又は当社ウェブサイトへの掲載等当社が適当と判断する方法により、事前に変更後の本約款の内容及び効力発生日を相当な期間をもって周知するものとし、当該効力発生日の到来をもって、変更後の本約款が適用されるものとします。

附則

2021 年 11 月 1 日　制定・施行